金子　治嘉　長南　昭男
瑞宝双光章を授けられる（各通）

大橋　邦夫　上條　正男　木場　甫
古川　満男　三橋　錦吾　宮本　功
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十月十八日）

小林　英男　山野井文夫
瑞宝双光章を授けられる（各通）

大瀧　昇平
瑞宝単光章を授けられる（以上十月十九日）

立　正人
瑞宝双光章を授けられる（十月二十日）

菅原　正
瑞宝小綬章を授けられる（十月二十一日）

官告掲載

官告事項

特定保安林の指定について

平成22年11月８日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成 22 年 11 月 22 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　北海道勇払郡厚真町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、北海道瀬棚郡今金町、枝幸郡中頓別町、常呂郡置戸町、河東郡上士幌町（以上四町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県中津川市、本巣市、高山市、関市、加茂郡白川町（以上四市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岐阜県瑞浪市、関市、郡上市（以上三市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）、岐阜県飛騨市（次の図に示す土砂崩壊防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岡山県美作市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年11月22日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 22 年 11 月 22 日

経済産業大臣　大畠　章宏

記

制定された日本工業規格

顕微鏡対物レンズの性能及び表示―第１部：プラン対物レンズの像面平たん(坦)性	B7158―1
測量機器の現場試験手順―第８部：ＧＮＳＳ(ＲＴＫ)	B7912―8
計測，制御及び試験室用の電気装置―電磁両立性要求事項―第２－１部：個別要求事項―ＥＭＣ防護が施されていない感受性の高い試験及び測定装置の試験配置，動作条件及び性能評価基準	C1806―2―1
計測，制御及び試験室用の電気装置―電磁両立性要求事項―第２－２部：個別要求事項―低電圧配電システムで使用する可搬形試験，測定及びモニタ装置の試験配置，動作条件及び性能評価基準	C1806―2―2
アーク溶接装置―第５部：ワイヤ送給装置	C9300―5
遮熱コーティングの熱伝導率測定方法	H8453
遮熱コーティングの縦弾性係数試験方法	H8454
遮熱コーティングの線膨張係数試験方法	H8455
強化磁器食器の縁部衝撃試験方法	S2402
β線組織吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法	Z4514

改正された日本工業規格

土工機械―履帯式機械―制動装置の性能要求事項及び試験方法	A8325
計測，制御及び試験室用の電気装置―電磁両立性要求事項―第１部：一般要求事項	C1806―1
電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性　第１部　口金	C7709―1
電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性　第２部　受金	C7709―2
電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性　第３部　ゲージ	C7709―3
家庭用ガス燃焼機器の構造通則	S2092
家庭用ガス燃焼機器の試験方法	S2093
家庭用ガス調理機器	S2103
家庭用ガス温水機器	S2109
家庭用ガス暖房機器	S2122
家庭用ガス衣類乾燥機	S2130
便せん	S5503
ノートブック	S5504
原稿用紙	S5508
レポート用紙	S5509
黒板	S6007
放射性ヨウ素サンプラ	Z4336

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年11月22日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 22 年 11 月 22 日

経済産業大臣　大畠　章宏

記

廃止された日本工業規格

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―208部：電子温調器の個別要求事項	C9335―2―208

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 22 日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間782円」を「１時間791円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金(平成20年愛媛労働局最低賃金公示第５号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 22 日

愛媛労働局長　三上　明道

第４号中「１時間766円」を「１時間775円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛媛労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 22 日

愛媛労働局長　三上　明道

第４号中「１時間781円」を「１時間788円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月25日から効力を生ずる。